

各種定義

(関係条文)

法第 48 条、令第 130 条の 4 第 1 項 2 号

適合高齢者専用賃貸住宅

適合高齢者専用賃貸住宅とは「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に規定する高齢者専用住宅のうち、各戸に台所、水洗便所、洗面設備、浴室等を備え、食事、介護、家事、又は健康管理のいずれかのサービスが提供されるなど、「介護保険法施行規則第 15 条第 3 号及び老人福祉法施行規則第 20 条の 4 の厚生労働大臣が定める基準」を満たすもので、かつ、都道府県知事に適合高齢者専用賃貸住宅の届出をして受理されているものをいう。また、実態に応じて「共同住宅」、「寄宿舍」のいずれかに該当するかを判断する。

近隣住民を対象とした公民館、集会所

町内会等一定の地区住民を対象とし、当該地区住民の社会教育的な活動あるいは自治活動の目的に供するために設ける建築物であることから「学校（大学、高等専門学校、専修学校、各種学校を除く。） 図書館その他これらに類するもの」に該当する。

防災備蓄倉庫等

防災備蓄倉庫（市、自治会、町内会が設置する防災備蓄倉庫） 消防団の消防器具の格納庫などは、災害時に地域住民のために必要となる備品を確保するものであることから、第 1 種低層住居専用地域内に建築することが出来る公益上必要な建築物に該当するものと判断する。

ウィークリーマンション

ウィークリーマンションは、旅館業法が適用される場合は、「ホテル又は旅館」に該当する。また、旅館業法が適用されない場合は、実態に応じて「共同住宅」、「寄宿舍」のいずれかに該当するかを判断する。

学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設

「学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設」とは、近隣住民のための社会教育的な教室等をいう。

具体の事例としては

音楽教室（ピアノ、エレクトーン等） 武道場 裁縫、手芸、編み物教室

陶芸教室 モダンバレエ、日本舞踊教室

（ 裁縫教室、陶芸教室等で原動機を使用する場合は、その出力の合計を用途制限の範囲内にすることが必要。）

などがある。

備考

「基準総則集団規定のための適用事例」編集：日本建築行政会議

西宮市建築基準法取扱い基準
2010.04.01